

庄司克宏『はじめての EU 法』 追補 (2017 年 6 月)

刊行後の新しい情報を次のとおり追加いたします。



第 3 回

EU 法と国家主権の調整

—EU 法優越とその限界—

- 70 頁「6 国民的一体性条項と Sayn-Wittgenstein 事件」の次に以下の項目を追加

脱退条項と *Brexit*

▶ 脱退条項—EU 条約 50 条

従来、加盟国が自己の意思で EU から脱退することについて、その旨の規定は EU 基本条約には存在しませんでした。他方、国際法上は EU から一方的に離脱することができるという解釈が可能であるとされていました（ウィーン条約法条約 56 条・62 条）。しかし、リスボン条約による基本条約の改正で、現在では EU からの自発的脱退について定める EU 条約 50 条が置かれています。その結果、加盟国は自国の憲法的要件に従って EU から脱退することを決定することができます（EU 条約 50 条 1 項）。このようにして、加盟国は EU から脱退することにより EU 法優越から免れ、その意味で国家主権を回復することが可能です。

EU 条約 50 条によれば、脱退を決めた加盟国は、その意思を欧

州理事会（EU 首脳会議）に通告します。欧州理事会が定める指針に照らして EU は当該国と交渉を行います（EU の交渉者は通常コミッションが担当します）。（閣僚）理事会は、欧州議会（当該国の議員を含む 751 人）の同意（単純多数決による）を得た後、特定多数決（この場合は例外的に、国票として 20 か国以上、かつ 27 か国総人口の 65% 以上）により、EU を代表して脱退協定を締結します。その協定には、EU との将来的な関係のための枠組みを考慮に入れて、脱退に関する取り決めが定められます（EU 条約 50 条 2 項）。

脱退協定が発効した日に EU 基本条約は当該国に適用されなくなります。また、欧州理事会への通告から 2 年以内（欧州理事会が当該国との合意のうえ全会一致で延長することができます）に交渉がまとまらない場合にも、基本条約の適用は停止されます（EU 条約 50 条 3 項）。

なお、以上の欧州理事会および理事会の審議および決定に当該国は参加しません（EU 条約 50 条 4 項）。脱退した国が EU への再加盟を希望する場合は、通常の加盟手続（EU 条約 49 条）に従うこととなります（EU 条約 50 条 5 項）。

加盟条約締結のプロセス¹⁾

- ① 加盟を希望する欧州の国家から、EU の（閣僚）理事会に対して加盟申請がなされる。欧州議会および各国議会はその通知を受ける。
- ② 理事会はコミッションに諮問を行い、また、欧州議会の構成員の過半数による同意を得た後、全会一致により決定を行う。
- ③ そのさいに欧州理事会（EU 首脳会議）が合意した加盟適格基準が考慮される。

1) 庄司克宏著『新 EU 法 基礎篇』（岩波書店・2013 年）362～364 頁。

④ 加盟国と申請国との間で加盟条件および加盟に伴う EU 基本条約の修正について政府間交渉が行われる。

⑤ 加盟条約および加盟議定書が合意されると、すべての加盟国および申請国により署名され、かつ批准されなければならない。

なお、実際には、加盟交渉は EU 諸機関（理事会とコミッション）と加盟申請国の間で行われます。理事会があらかじめ共通の立場を決定し、それに基づき交渉します。一定の事項についてはコミッションに申請国と交渉するよう求めます。加盟の条件および必要とされる EU 基本条約上の調整は、EU 加盟国と加盟申請国の間の加盟条約および加盟議定書として締結されます。これらは、締約国すべてによる批准の後発効します。

脱退協定は、EU と脱退希望国との協定です。その法的性格として、加盟条約とは異なり、（脱退希望国を含む）加盟国間で締結されるものではないため、基本条約をはじめとする EU 第一次法の一部とはなりません。脱退協定は EU 第一次法を修正することができません。その結果、残留する加盟国は脱退国に関わる基本条約関連規定をすべて削除または修正するため、脱退協定の締結と同時に基本条約の改正（EU 条約 48 条）²⁾を行う必要があります。

▶ Brexit——イギリスの EU 脱退（離脱）

イギリスで 2016 年 6 月 23 日国民投票が行われたところ、51.9% 対 48.1% で EU 脱退（離脱）の民意が示されました。脱退支持が過半数を占めた最大の理由は、ポーランドをはじめとする他の加盟国からの域内移民が急増しても、EU における労働者の自由移動（EU 機能条約 45 条 1 項）という原則の結果、それを規制することができないということにありました。また、国籍に基づく差別の禁止（EU 機能条約 18 条前段）が適用されるため、イギリスが自国

2) 前掲注 1) 356～360 頁参照。

民の労働者に与えている社会給付は、たとえばポーランドからイギリスに移住した労働者にも平等に与えなければならないこととなります。そのような点で、イギリス人は国家主権が制限されていることを実感したのです³⁾。

2017年3月29日にイギリスが正式にEUに脱退通告を行った結果、EU条約50条に従い、脱退協定の成否にかかわらず、2019年3月30日午前0時0分（ブリュッセル時間）をもってイギリスはEU加盟国でなくなることになります。イギリスはEUとの間に包括的な自由貿易協定を締結して、物およびサービスの貿易でEU加盟時にできるだけ近い条件を獲得したい意向です。

第15回 EUの司法制度

2015年12月以降、EU司法裁判所の構成が順次変更されています。そのため、311頁以下を次のとおり読み替えてください。

○311頁

総合裁判所の裁判官は、事件数増大のため、2015年12月25日に40人に、2016年9月1日より47人体制に変更されました。さらに、2019年9月1日より56人（1か国より2人）の体制になります。これに伴い、EU職員裁判所は2016年9月1日に総合裁判所に吸収合併されました。

3) 庄司克宏著『欧州の危機——Brexitショック』（東洋経済新報社・2016年）165頁、166頁。

○ 312 頁「図表 15-1 EU 司法裁判所の各構成および任命」を修正

①修正前

総合裁判所
<p>①加盟国より少なくとも 1 人の裁判官で構成される（現在計 28 人）。事件数の増大のため、増員が提案されている。</p> <p>②アヴォカジェネラルは置かれていない。例外的に裁判官がその役割を果たす場合がある。</p> <p>③全員法廷（事件が重大または複雑な法律問題を提起する場合）、大法廷（15 人で構成される）、小法廷（5 人、3 人 または 1 人で構成される。事件の 80% 超は 3 人で扱われる。一定の軽微な事件の場合、1 人のみで構成される）から成る。</p>

修正後

総合裁判所
<p>①加盟国より少なくとも 1 人の裁判官で構成される（2019 年 9 月 1 日より 1 加盟国より 2 人となる）。</p> <p>②アヴォカジェネラルは置かれていない。例外的に裁判官がその役割を果たす場合がある。</p> <p>③全員法廷（事件が重大または複雑な法律問題を提起する場合）、大法廷（15 人で構成される）、小法廷（5 人、3 人 または 1 人で構成される。事件の 80% 超は 3 人で扱われる。一定の軽微な事件の場合、1 人のみで構成される）から成る。</p>

→

②表中の「EU 職員裁判所（専門裁判所）」の部分を削除

○ 314 頁上から 2 段落目、EU 職員裁判所に関する記述を削除

○ 315 頁「図表 15-3 EU 司法裁判所における二審制の側面」差替え



（庄司克宏著『新 EU 法 基礎篇』〔岩波書店・2013 年〕137 頁を基に作成）